地域医療構想の実現のための病床再編等の促進に向けた特別償却制度について

1　趣旨

地域医療構想の実現のため、地域医療構想調整会議において提出・確認された医療機関ごとの医療機関としての役割及び医療機能ごとの病床数に関する具体的対応方針に基づき病床再編等を行った場合の工事により取得又は建設をした病院用又は診療所用の建物及びその附属設備を特別償却の対象とします。

2　申請手続

「医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度」（平成 31 年３月 29 日付け医政発 0329 第 39 号（最終改正令和５年３月 31 日付け医政発 0331 第 40 号）厚生労働省医政局長通知）の規定により、以下のとおりとします。

（１）提出書類

①　確認願（様式１）
②　開設許可申請等に係る書類一式
③　具体的対応方針（様式２）
④　その他参考となるべき書類

※「医療機能分化・連携支援事業費補助金」や「病床機能再編支援事業費給付金」の申請を行う場合は、これらの補助金等の交付申請書及び添付資料で代替することができます。

（２）書類の提出先

栃木県保健福祉部医療政策課地域医療担当

（３）提出期限

地域医療構想調整会議の開催時期は不定期（年数回程度）であるため、毎年の提出期限については、事前に御相談ください。

（４）地域医療構想調整会議での説明

○　特別償却制度を利用するには、地域医療構想調整会議の確認を受ける必要があるため、提出書類又は提出書類を基に事務局（県）が作成した資料を申請者が所在する圏域における地域医療構想調整会議に提出し、協議を行います。

○　地域医療構想調整会議での説明は事務局（県）からまとめて行いますが、申請者の具体的対応方針に対する質疑応答や意見が出る可能性があるため、会議には原則として参加をお願いします。

（５）確認証の交付申請

地域医療構想調整会議での確認完了後、納税地を所管する税務署に青色申告する際に必要な確認証の交付について、交付申請（様式３）の提出が必要です。

（６）その他

申請から確認証交付までの大まかな流れは、別添「事務フロー図（目安）【地域医療構想の実現のための病床再編等の促進に向けた特別償却制度】」を御確認ください